

建設業チャレンジ支援センター

建設業の皆さんの

相談ごとの 解決を

ご利用
無料

お手伝いします!

こんな相談ごとはありませんか?

- 新しい分野に挑戦したい ●ITを活用したい
- 人材採用がうまくいかない ●経営を改善したい
- 使える助成金や補助金って何?
- 建設業の動向を知りたい ●人材育成のアドバイスがほしい
- 営業手法を教えて

相談員が訪問いたします。 もちろんご来所もOK!

気になる課題や疑問の解決をお手伝いします。まずは、お電話、FAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

建設業チャレンジ支援センター事務局

TEL 011-213-1647 FAX 011-213-1648

✉ sapporo-kisetsu@tsr-net.co.jp

所在地:〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 10F (株)東京商工リサーチ北海道支社内

ご利用時間

9:00~17:00

ご予約をお願いいたします

※土・日・祝日および

12月29日~1月3日はお休みです。

建設業が利用できる助成金(抜粋)

季節労働の通年化

通年雇用助成金

支給までの流れ

1 対象となる労働者の継続雇用

[対象となる労働者] 季節労働者

令和8年9月16日以前から雇用され翌年の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる人。

2 通年雇用届の提出

(令和8年12月16日～令和9年1月31日)

3 支給申請書の提出

(令和9年3月16日～令和9年6月15日)

4 支給申請書送付

- 対象期間に支払った賃金の2/3(71万円を限度)
- 2回目、3回目は賃金の1/2(54万円を限度)
- 移動就労は、最高15万円

5 支給(不支給)決定通知

6 支給(指定口座へ入金)

季節労働者とは?

正式には、雇用保険法で、「短期雇用特例被保険者」と言います。(雇用保険被保険者証の取得時種類の欄が、「3」と記されています)

「短期雇用特例被保険者」

「季節的に雇用される人」でありかつ、「短期間の雇用につくことを常態としている人」を言います。

「季節的に雇用される人」

季節的業務に期間を定めて雇用される人を言います。

「短期間の雇用につくことを常態としている人」

- ①1週間の所定労働時間が30時間以上。
- ②1ヶ月に賃金の支払われた日数が11日以上勤務。
- ③4ヶ月を超え、また、1年末満の雇用期間の雇用を繰り返す人です。

従業員を新たに雇い入れる

特定求職者雇用開発助成金

- 高齢者、障がい者等の就職困難者を雇入れしたい。
- 雇入日時点で35歳から60歳未満の正規雇用につくことが困難な方を、ハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇入れたい。

トライアル雇用助成金

- 安定した仕事についていない人など試行的に雇入れたい。
- 就労経験のない職業につくことを希望する離職者を試行的に雇入れたい。
- 35歳未満や女性を建設現場で現場作業等に従事する労働者として試行的に雇入れたい。

雇用環境を整備

人材確保等支援助成金

- 若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的として、新規入職者への研修会、安全衛生大会の開催を行いたい。

65歳超雇用推進助成金

- 定年を65歳以上に引き上げたい。
- 定年廃止などを行いたい。
- 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換したい。

人材育成・キャリアアップ

人材開発支援助成金

- 若年者等の育成と熟練技能の指導力強化などの訓練を受けさせたい。
- 従業員に職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせたい。

キャリアアップ助成金

- パート、契約従業員などを正規雇用者に転換したい。
- パート、契約従業員などを対象に労働時間を延長して社会保険に加入させたい。
- パート、契約従業員などの賃金を増やしたい。

労働時間や賃金の改善対策等

働き方改革推進支援助成金

- 労働時間の短縮や年次有給休暇の取得推進に取り組みたい。

中小企業退職金共済制度

- 新たな中小企業退職金共済制度に加入したり、掛け金を増やしたい。



まずはお気軽にご相談ください!
建設業の皆様の課題解決を全力でサポートします。

こんなお悩みを解決します!



助成金を活用したい…



Q うちでも使える助成金ってあるの?

A 雇用や人材育成の助成金があるので解りやすくご案内します。



社会保険労務士



人材採用がうまくいかない…

Q どうすれば応募が増えるの?

A 求人票を見直してみませんか?



キャリア
コンサルタント



建設業許可を取得したい…



Q 建設業の許可ってどうやって取得するの?

A 申請の方法などを詳しく説明します。



行政書士



経営を改善したい…



Q なかなか利益が上がらないんだけど?

A 現場の効率などを見直してみませんか?



中小企業診断士



事業をステップアップしたい…

Q 法人化を考えているけど、どうすればいいの?

A 手続きの方法をアドバイスします。



司法書士



税務の悩みを解決したい…



Q 税務申告についていろいろ知りたい。

A 申告書の書き方など、なんでも聞いてください。



税理士

ご相談の流れ

①ご予約ください

ご予約の手順

電話または裏表紙のFAX送信票でお申し込みください。折り返し、係員より予約確認の連絡をいたします。

直接ご来所

ご相談をお受けいたします。ただし、予約優先となりますので、事前のご予約をお勧めいたします。

②ご相談のヒアリング

建設業チャレンジ支援センターの相談員が、皆さんが抱える課題をお伺いし、解決方法のご相談をお受けします。



③専門家が個別支援

課題の分野別に中小企業診断士、社会保険労務士、経営コンサルタントなどの専門家が対応します。内容に応じ、継続的な個別支援を行います。



雇用関係助成金ポータルで電子申請可能な助成金

① 雇用維持関係

・雇用調整助成金

② 在籍型出向支援関係

・産業雇用安定助成金

③ 再就職支援関係

・早期再就職支援等助成金

④ 雇入れ関係

・トライアル雇用助成金 ・地域雇用開発助成金

⑤ 雇用環境の整備関係

・人材確保等支援助成金 ・通年雇用助成金 ・キャリアアップ助成金

⑥ 仕事と家庭の両立支援関係

・両立支援等助成金

⑦ 人材開発支援関係

・人材開発支援助成金

相談・お問い合わせ

■下記項目をご記入後、FAXでお申し込みください。

相談・お問い合わせ

☐ 貴社へ相談員が訪問する ☐ 建設業チャレンジ支援センターから連絡が欲しい

貴社名		担当部署		役職名	
氏名		電話番号		FAX番号	
住所	〒				
メールアドレス					

[FAX]011-213-1648

申込書をFAXする場合はコピーをとってお使いください。

[E-mail] sapporo-kisetsu@tsr-net.co.jp

お問い合わせ

建設業チャレンジ支援センター事務局 **TEL.011-213-1647**

